

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社（以下「会社」という。）に雇用され、A所在の会社B営業所において、タクシー乗務員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、タクシー乗務中、後続車に追突され（以下「本件第一事故」という。）、負傷した。請求人は、同日、D病院に受診し、更にE病院に受診し、「頭部外傷」と診断された。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日、F駅において客待ちで停車中に後続のタクシーに追突され（以下「本件第二事故」という。）、負傷した。翌〇日、G病院に受診し、「頸椎捻挫、腰部打撲、両手・両膝・両足関節打撲」と診断された。請求人は、両事故によるこれらの負傷について、それぞれの事故の相手方の保険により〇か月程度補償を受け、補償が打ち切られた後は、自費や健康保険で受診していたとしている。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、H病院に受診し、「外傷後慢性頭痛、外傷性低髄液圧症候群、軽度外傷性脳損傷」と診断された。請求人は、これらの傷病は本件第一事故によるものであるとして、監督署長に対して、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間における休業補償給付を請求したが、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、I 診療所に受診し、「外傷性脳損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件第一事故が原因であるとして、監督署長に対して、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間における休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病と本件第一事故との間には因果関係が認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人と請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人の現在の症状について体系的な神経学的検査、学際的なアプローチを総括すると、本件傷病と診断されるのであり、本件第一事故後の状況は、WHOのMTBIの操作的定義を満たしており、本件疾病の原因は本件第一事故以外に考えられない旨主張することから、以下に検討する。

（2）本件第一事故は、平成〇年〇月〇日作成請求人聴取書によると、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、走行中、後ろから来た自動車に追突されたというもので、

当時の状況について、請求人は、受傷時、運転席から体が浮いたようになり、ハンドルを握っている手で突っ張ったことや、受傷後、腰から背中にかけて熱く、痛んだと述べるとともに、代車のタクシーを呼んだものの、乗客が請求人のタクシーで帰宅すると言い張るので、現場検証を行っていた警察官に促され、請求人が乗客の自宅まで車を運転していった旨述べている。さらに、乗客を自宅まで送り届けて同日午前〇時頃帰社し、その後、D病院、E病院に受診して全身打撲と診断され、入院したほうが良いと言われたものの、手術の必要がない患者は受け入れられないと言われたことからそのまま帰宅し、翌〇日から平成〇年〇月〇日までは自宅で激しい痛みを耐えながら過ごしたと述べている。

以上のとおり、請求人は、現場検証を行っていた警察官に乗客を送り届けるよう促され、乗客の自宅まで車を運転したとしているものであり、仮に本件第一事故により相応の外傷を負っていたり、多少なりとも見当識障害や意識喪失があったとすれば、事故からほどなく客を乗せて運転行為を行うことは一般的に考え難く、また、第三者である警察官からみて、請求人、乗客ともに医療機関に救急搬送をすべき状況でなかったことも明らかである。

以上のことから、請求人は、本件第一事故により相応の外傷を負ったものとは認められず、また、事故後に見当識障害や意識喪失があったと推認するに足る客観的証拠は存在しない。

なお、J医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書には、本件第一事故による請求人の意識消失に係る記述があるが、同意見書では、請求人のD病院初診時（本件第一事故当日）及び平成〇年の再受診時における診療録は残っていないとされており、「本人によれば・・・追突され、意識消失したとの事」との記述内容と併せ、本件第一事故から長期間経過した後の請求人の申立てを記載した伝聞に過ぎないとみるのが妥当であることから、これを採用することはできない。また、請求人が本件公開審理において述べた内容も、同様の理由に加え、頭をぶつけたことの有無やその状況が前記聴取書と異なる内容となっており、やはり採用することはできない。

- (3) 本件第二事故は、上記聴取書によれば、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、F駅において客待ち中、後ろに並んでいたタクシーに追突されたというもので、当時の状況について、請求人は、受傷時まだ働けると思い、一度会社に戻ってバンパーを交換し、就労を継続したが、翌日になると本件第一事故による受傷時

のような痛みを感じたと述べている。

同申述から、本件第二事故後においても、見当識障害や意識喪失があったと推認し得る事実は認められないものである。

以上のことから、請求人は、本件第二事故においても、事故後に見当識障害や意識喪失があったと推認し得るほどの外傷を負ったとは認められない。

- (4) 本件第一事故、本件第二事故による請求人の受傷に係る医学的意見をみるに、本件第一事故当日、D病院の紹介で受診したE病院のK医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、頭部エックス線写真、頭部CTスキャンにて異常なく、神経学的脱落所見はない旨述べるとともに、初診時の意識障害もなしとしている。その後、平成〇年〇月〇日に再度受診したD病院主治医作成の診断書においては、頰椎捻挫が病名として記載されているものの、頭部に係る病名は記載されておらず、本件第二事故の翌日である平成〇年〇月〇日に受診したG病院のL医師作成の診断書においても、頰椎捻挫が病名として記載されているものの、頭部に係る病名は記載されていない。さらに、平成〇年〇月〇日にE病院にて実施されたMRI検査の結果として、同病院のM医師は、MRI検査結果報告書において、脳実質内に明らかな異常は認められないとしている。

N医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、これらの医学的意見や請求人がその後受診した各医療機関の検査結果及び医学的意見を踏まえ、検査結果において脳の異常所見は認められず、外傷性脳損傷と診断できる根拠はない旨述べるとともに、「E病院のMRI検査結果報告書では、脳実質内に明らかな異常は認められないとの記載があり、外傷から長期間を経てから症状の訴えがあるが、通常は外傷による脳損傷があった場合には、事故当時からその症状が存在する。当初にはそのような症状は認められない。」と述べている。

- (5) 当審査会として、改めて本件一件記録を精査するも、本件第一事故、第二事故に近接して受診した医療機関において、脳に何らかの異常所見が認められるとする検査結果は存在せず、外傷による脳損傷があることを示唆する医学的意見も認められない。また、当審査会としても、外傷による脳損傷により何らかの症状が発現する場合には、通常、損傷を負った当初から当該症状が存在し、当初は症状が存在せず、後になって発現することは考えられない旨のN医師の意見は妥当と判断するところ、〇医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において述べるところの、不全四肢・軀幹麻痺や神経因性膀胱等の症状が存在したこと

を示唆する証拠も認められない。

これに、上記（２）及び（３）でみたとおり、本件第一事故、本件第二事故による外傷の程度は軽微なものであったことを併せ勘案すると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件傷病と本件第一事故、本件第二事故との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

なお、請求代理人は、本件第一事故後の請求人の状態が、WHOのMTBIの操作的定義を満たしている旨主張するが、上記（２）でみたとおり、本件第一事故後、請求人に見当識障害や意識喪失があったと推認するに足る客観的証拠は存在せず、少なくとも本件第一事故後の意識喪失等の状況を客観的に判断するに足る申述等の証拠は認められないことから、当該定義に当てはめて判断することは困難であり、上記結論を左右しない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。